

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金749,179円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成30年9月30日

#### (2) 事故発生場所

米子市皆生新田三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、冠水していた道路上で転回しようとした際、前方の安全確認が不十分であったため、道路外に脱輪し、浸水により同車両が破損したものである。